

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

同 意 書			
介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者、銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。			
また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。			
年	月	日	<本人>
			住所
			氏名
			<配偶者>
			住所
			氏名

下記のとおり決定します。

交 付 年 月 日		年 月 日	要介護区分	要支援（１・２）	要介護（１・２・３・４・５）	被保険者区分	１号・２号
承 認	適用年月日	☐ 第１段階 ☐ 第２段階 ☐ 第３段階① ☐ 第３段階②	☐ 第１段階 ・ 市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 ・ 境界層該当者 ☐ 第２段階 ・ 市民税世帯非課税者で〔合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入≤82万6千5百円/年〕を満たす者 ・ 境界層該当者 ☐ 第３段階① ・ 市民税世帯非課税者で〔82万6千5百円/年＜合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入≤120万円/年〕を満たす者 ・ 境界層該当者 ☐ 第３段階② ・ 市民税世帯非課税者で〔合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入＞120万円/年〕を満たす者 ・ 境界層該当者				
	年 月 日から						
	有効期限						
	年 月 日まで						
却 下	☐ 課税 ☐ 資産非該当	☐ 配偶者非課税 ・ 同世帯 ・ 別世帯 ☐ 資産該当 ・ 第２号被保険者：〔単身1,000万円 / 夫婦2,000万円〕 ・ 第２段階：〔単身650万円以下 / 夫婦1,650万円以下〕 ・ 第３段階①：〔単身550万円以下 / 夫婦1,550万円以下〕 ・ 第３段階②：〔単身500万円以下 / 夫婦1,500万円以下〕					
	☐ 課税 ☐ 資産非該当	☐ 本人課税 ・ 世帯員課税 ・ 別世帯配偶者課税 ☐ 第２号被保険者：〔単身1,000万円超 / 夫婦2,000万円超〕 ・ 第２段階：〔単身650万円超 / 夫婦1,650万円超〕 ☐ 第３段階①：〔単身550万円超 / 夫婦1,550万円超〕 ・ 第３段階②：〔単身500万円超 / 夫婦1,500万円超〕					

(表面からの続き)

○収入及び預貯金等に関する申告

以下の(1)及び(2)の内容に相違ありません。

(1) 収入等に関する申告		(2) 預貯金等に関する申告	
☐	生活保護受給者	生活保護受給者は預貯金等に関する申告は不要です。	
☐	市民税世帯非課税であって、老齢福祉年金受給者	☐	1,000万円(夫婦2,000万円)以下です。
☐	市民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金等※1・障害年金】収入額の合計額が年額82万6千5百円以下です。 (受給している年金を○で囲んで下さい)	☐	650万円(夫婦1,650万円)以下※2です。
☐	市民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金等・障害年金】収入額の合計額が年額82万6千5百円を超え、120万円以下です。 (受給している年金を○で囲んで下さい)	☐	550万円(夫婦1,550万円)以下※2です。
☐	市民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金等・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。(受給している年金を○で囲んで下さい)	☐	500万円(夫婦1,500万円)以下※2です。

※1 遺族年金等には、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。

※2 第2号被保険者の場合は、預貯金等の合計金額が1,000万円(夫婦2,000万円)以下の場合、該当となります。

○預貯金等に関する申告の内訳

預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは、別添のとおり				
本 人 (被保険者)	種 類		金 融 機 関 及 び 支 店 名	預 貯 金 額
	預 貯 金	有・無		円
	有価証券等	有・無	種 類	評 価 概 算 額
				円
	その他 (現金・負債等)	有・無	種 類	金 額
				円
配 偶 者	種 類		金 融 機 関 及 び 支 店 名	預 貯 金 額
	預 貯 金	有・無		円
	有価証券等	有・無	種 類	評 価 概 算 額
				円
	その他 (現金・負債等)	有・無	種 類	金 額
				円
合 計				円

○必要書類

預貯金等の要件を確認できる次の書類などを添付してください。

- ・預貯金(普通・定期・積立)…通帳等の写し(銀行名・支店名・名義・申請日時点の最終残高が分かる部分)
- ・有価証券(株式・国債など)…証券会社や銀行の口座残高の写し
- ・負債(借入金・住宅ローンなど)…借用書など

【注意事項】

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(裏面)